

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本市において、相対的貧困¹の状況にある世帯（国の貧困線の水準を下回る世帯）で生活する子どもの推計に必要な情報（世帯人員数、所得の水準等）を把握すること、ならびに、各世帯における生活の様子や物質的剥奪²の状況、保護者や子ども・若者の健康状態、就業の状況等を把握し、「貧困」の状態にあると考えられる方の状況を様々な観点から分析することを目的に、アンケート調査を実施した（以下、「市民アンケート」と表記）。

(2) 調査実施方法等の概要

市民アンケートは、平成27年4月1日現在で、年齢が0歳から24歳未満の子ども・若者がひとり以上いる世帯のうち、6,000世帯を対象にして実施した。アンケート調査票を対象となる各世帯に郵送で配布し、同封の返信用封筒にて返送いただいた。調査期間は平成27年8月7日から8月24日までとし、期間中に1回、御礼状兼督促状の発送を行った。

なお、調査対象の子ども・若者が保護者の方と住居と生計を共にしている場合には保護者に回答していただき、ひとり暮らしをしている場合や自ら生計を立てている方の場合には、子ども・若者本人に回答いただくようにした。

(3) 調査票の回収状況

有効回答数、有効回答率は以下の通りである。

配布数	有効回答数	有効回答率
6,000	2,657	44.3%

(4) 調査内容

本報告書では、アンケート結果について、「経済的貧困の状況」、「社会的排除・剥奪の状況」、「住まいの状況」、「就業の状況」、「健康状態」、「子どもが置かれている生活環境（基本的生活習慣）」、「子どもが置かれている学習・進学に関する環境」、「貧困の背景、貧困の連鎖」、「必要としている支援」の各観点から分析した結果を順に掲載した。

¹ 「相対的貧困」とは、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない状況にあることを指す。なお、「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。「貧困線」とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。（厚生労働省「国民生活基礎調査」より）

² 「物質的剥奪（material deprivation）」とは、貧困の状態について、「金銭的な」または「インプット」側の指標ではなく、「非金銭的な」「アウトプット」側の側面に着目した際に用いられる概念・用語であり、社会において最低限必要な物が得られていない状況をいう。（OECD「Growing Unequal? INCOME DISTRIBUTION AND POVERTY IN OECD COUNTRIES」(2008)より）

(5) 貧困線の水準の設定について

貧困の状況にあると考えられる方の把握にあたり、市民アンケートでは、「貧困線」の水準について、以下のように、国が国民生活基礎調査により定めている基準を基にして設定した。

【国民生活基礎調査による方法】

- 所得額（万円単位で把握）、課税等の額（千円単位で把握）、ならびに世帯人員数の情報から、「等価可処分所得」を算出し、等価可処分所得の中央値の半分の額を貧困線として定める。（貧困線は、平成 24 年データでは 122 万円。世帯の可処分所得額としては、2人世帯の場合は 173 万円に相当）
- 「等価可処分所得」は、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得として算出する。

【市民アンケートによる方法】

- アンケート調査票で世帯の可処分所得額について世帯員人数別に 6 段階の選択肢を設定し、いずれに該当するかを回答していただいた。
- 6 段階の選択肢は、国民生活基礎調査による方法で定められた貧困線の基準を基に設定し、下から 2 つ目までの選択肢に回答した世帯を貧困線以下に該当するものと判断した。
- 貧困線以下とする水準は、世帯員人数が 1 人の場合には「120 万円未満」、2 人の場合は「175 万円未満」（以下、世帯員人数に応じて設定）とした。

【調査票での世帯人員別可処分所得の水準】

世帯員 人数	可処分所得の水準						(参考) 国の貧困線 の基準
	分類Ⅰ	分類Ⅱ	分類Ⅲ	分類Ⅳ	分類Ⅴ	分類Ⅵ	
1 人	60 万円未満	120 万円未満	180 万円未満	240 万円未満	300 万円未満	300 万円以上	122 万円
2 人	85 万円未満	175 万円未満	260 万円未満	345 万円未満	430 万円未満	430 万円以上	173 万円
3 人	105 万円未満	210 万円未満	315 万円未満	420 万円未満	525 万円未満	525 万円以上	211 万円
4 人	120 万円未満	245 万円未満	365 万円未満	485 万円未満	605 万円未満	605 万円以上	244 万円
5 人	135 万円未満	275 万円未満	410 万円未満	545 万円未満	680 万円未満	680 万円以上	273 万円
6 人	150 万円未満	300 万円未満	450 万円未満	600 万円未満	750 万円未満	750 万円以上	299 万円
7 人	160 万円未満	325 万円未満	485 万円未満	645 万円未満	805 万円未満	805 万円以上	323 万円

※調査票では世帯員人数が「8 人」の場合、「9 人以上」の場合について選択肢を用意していたが、該当する回答者はいなかった。

※参考として掲載した国の貧困線の基準は平成 24 年データに基づくものである。

(6) 集計結果の示し方について

結果数値 (%) は小数点第 2 位を四捨五入して表示しているため、内訳の計が合計 (100%) に一致しないことがある。なお、図表中に示した「n=○○」という表記は、質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に基づくものかを示している。